

2007.9.29 現在

## 「化学物質と環境円卓会議」における取り決め事項

## 1. 第1回円卓会議（平成13年12月3日開催）での決定事項

## (1) メンバーの呼び方

- ・ 敬称を「さん」で統一する。

## (2) メンバーの発言

- ・ 円卓会議における発言が、それぞれが所属する団体のコミットメントとしない。

## (3) 会議の開催

- ・ 開催は、化学物質と環境円卓会議（以下「円卓会議」という。）が決定する。
- ・ 日程調整及び開催の通知は、円卓会議の事務局（環境省）が行う。

## (4) 出席

- ・ 会合への出席は、構成メンバー本人の出席を基本とする。ただし、特別の理由がある場合には、代理の者を会合に出席させることができる。
- ・ 円卓会議は、必要に応じ、構成メンバー以外の者の出席を求めることができる。

## (5) 会議の進行

- ・ 議事進行役は、学識経験者が務める。

## (6) 議題

- ・ 円卓会議が決定する。

## (7) 情報の公開・発信等

- ・ 円卓会議の会合は、公開で行う。
- ・ 会合の議事要旨は、円卓会議の事務局が作成し、議事進行役の学識経験者の確認を得たうえで、遅滞なく、円卓会議のホームページ上で公開する。
- ・ 会合の議事録は、円卓会議の事務局が作成し、会合の参加者の確認を得たうえで、遅滞なく、円卓会議のホームページ上で公開する。
- ・ 会合で配布された資料は、原則として、円卓会議のホームページ上で公開する。

## (8) 意見の収集

- ・ 円卓会議は、インターネットの活用や地域での開催（地域フォーラム）などにより、国民各界の意見・要望の集約に努めることとする。

## (9) その他

- ・ 上記に定めるもののほか、運営に必要な事項は、円卓会議が決定する。

## 2. 第7回円卓会議（平成15年8月27日開催）での決定事項

### （1）円卓会議の目的

- ・ 市民、産業、行政の代表による化学物質の環境リスクに関する情報の共有及び相互理解を促進する場である。

### （2）化学物質と環境円卓会議の位置付け

- ・ メンバーは所属組織を代表してではなく、あくまでも個人として参加する。
- ・ リスクコミュニケーションについて議論する場というよりも、情報の共有及び相互理解の促進を実践する場である。
- ・ 結論を得る（成果物をまとめる等）ためのものではない。ただし、会議の中で共有できるものがまとまるのであれば、それを否定するものではない。

### （3）化学物質と環境円卓会議の運営

- ・ 原則として、年4回程度の開催とし、同一テーマを取り扱う場合には集中的に行う（月1回程度）ことも可能とする。
- ・ 議題については、ビューロー会合を開催し、その場で十分協議の上、了解されたものを議題とする。
- ・ ビューロー会合は市民、産業、行政からそれぞれ2名前後及び学識経験者で行うが、ビューロー会合の出席メンバーは特に固定しない。

（事務局注：実際の運用にあたっては、各主体2名前後にはこだわらず、メンバー全員にお声をかけて、ご都合のつく方にはご出席いただいております。）

以上